

豊田市における建築物に附置する駐車施設に関する条例第8条第3項
に定める特殊の装置を用いる駐車施設の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和56年条例第37号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、条例第8条第3項に定める特殊の装置を用いる駐車施設の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機械式駐車装置 駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「施行令」という。）第15条に規定する特殊の装置であって、自動車を駐車し、又は駐車位置まで運搬するために使用する機械装置の全体をいう。
- (2) 機械式駐車施設 駐車場法（昭和32年法律第106号）第20条第1項に規定する駐車施設（以下「駐車施設」という。）であって、機械式駐車装置を用いるものをいう。

(認定駐車施設等)

第3条 条例第8条第3項に定める市長が認める駐車施設（以下「認定駐車施設」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 施行令第15条の規定により施行令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると国土交通大臣が認める特殊の装置を用いた機械式駐車施設であること。
- (2) 駐車施設内の自動車の駐車のために供する部分（以下、「駐車区画」という。）のうち少なくとも1台分以上を、次のいずれかの方法により車いす利用者のための駐車施設として整備していること。

イ 駐車施設内の機械式駐車装置を除く部分に、幅3.5メートル以上、奥行6メートル以上の駐車区画の設置

ロ 機械式駐車場におけるバリアフリーに関するガイドライン（平成15年公益社団法人立体駐車場工業会）に基づく車いす利用者のための駐車施設として公益社団法人立体駐車場工業会の認証を受けた機械式駐車装置の設置

(届出に係る添付書類)

第4条 認定駐車施設を設置し、又は変更しようとする者が、条例第11条の規定による届出を行う場合にあつては、豊田市における建築物に附置する駐車施設に関する規則（昭和57年規則第6号）第2条に規定する届出書等に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 施行令第15条の規定による国土交通大臣の認定を証する書面の写し
- (2) 機械式駐車装置の仕様書及び構造図
- (3) 第3条第2号ロに該当する場合は、公益社団法人立体駐車場工業会の発行する適合証の写し等の装置名称、認証番号が記載された書面

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。